

「徳島県災害廃棄物処理計画」の改定（案）について

1 改定の目的

切迫する「南海トラフ巨大地震」はもとより、「気候変動」に伴い頻発化・激甚化する豪雨災害等に対応するため、最新の事例・知見、迅速かつ円滑な復旧・復興に向けた「事前復興」、D X、G Xの視点も取り入れ、より実効性のある計画として改定する。

2 主な改定内容

- ・「平時」、「初動対応準備期」、「応急対応期」、「復旧・復興期」に分類し、それぞれのステージで必要とされる「実践的」な対応を具体化
- ・想定災害に「中央構造線・活断層地震」を追加
- ・県産業資源循環協会をはじめ、民間事業者との連携強化による災害廃棄物処理体制の構築
- ・「仮置場」や「仮設処理施設」の設置における手順や管理・運営ルール等の明確化
- ・災害廃棄物処理支援ネットワークの活用や近隣府県との連携強化による「広域処理体制」の構築
- ・災害時における廃棄物の分別方法、仮置場候補地など、平時における「住民等への啓発・広報」の徹底
- ・処理段階で発生するエネルギーの利活用
- ・「感染防止対策」の徹底

3 今後のスケジュール

令和 4 年 2 月中旬 パブリックコメント
3 月下旬 策定

「徳島県災害廃棄物処理計画」改定(案)の概要

＜改定の目的＞

「徳島県災害廃棄物処理計画」について、切迫する南海トラフ巨大地震はもとより、「気候変動」に伴い頻発化・激甚化する豪雨災害等に対応するため、最新の事例・知見、迅速かつ円滑な復旧・復興に向けた「事前復興」、DX、GXの視点も取り入れ、より実効性のある計画として改定する。

改定のポイント

(1) 4つのステージに分類し、それぞれで必要とされる「実践的」な対応を具体化
・平時、初動対応準備期、応急対応期、復旧・復興期

(2) 過去災害での教訓を踏まえた「実効性」の確保
・「住民等への啓発・広報」の充実
・「仮置場」及び「仮設処理施設」の設置
・「広域処理体制」の構築
・「仮置場」及び「仮設処理施設」の設置
・「広域処理体制」の構築
・「仮置場」及び「仮設処理施設」の設置
・「広域処理体制」の構築

(3) 「感染防止対策」の徹底
・「廃棄物処理に関する新型コロナウイルス感染症ガイドライン」等による対策の徹底

【関係する計画等】

災害廃棄物対策指針
(H30.3改定)
「資料編」(R2.3改定)



第五期徳島県廃棄物
処理計画
(R3.3策定)



徳島県地域防災計画
(R3.12改定)



徳島県復興指針
(R元.12策定)



【現計画】

徳島県災害廃棄物
処理計画
(H27.3策定)



第1章 総則

【想定する災害(地震災害、風水害、その他自然災害)】

- ・地震災害の被害想定
「南海トラフ巨大地震」、「中央構造線・活断層地震」(新たに追加)

県内災害廃棄物等発生量推計

	災害廃棄物	津波堆積物
南海トラフ巨大地震	約 1,532万 t	約 483万 t
中央構造線・活断層地震	約 824万 t	

【基本的な考え方】

- 1 発災から3年以内で処理を終えることを目標とする。ただし、被災状況によっては、発災後に「適切な処理期間」を設定する。
- 2 域内処理を原則とし、平時の一般廃棄物処理体制を最大限活用するとともに、民間事業者等と連携して災害廃棄物処理体制を構築する。ただし、県及び市町村は、被災状況に応じて、広域処理体制を構築する。その上で、処理できない場合は仮設処理施設を設置し、処理を実施する。
- 3 分別を十分に行い、再資源化を徹底することにより、廃棄物の減量化を図るとともに、処理段階におけるエネルギーの利活用をできる限り推進する。 **GX**

第2章 災害廃棄物対策

【1 平時】

- ・協力支援体制の整備(災害廃棄物処理支援ネットワークの活用や近隣府県との連携強化による「広域処理体制」の構築)
- ・感染症等への対策(新型コロナ感染症等への感染防止策)
- ・職員への教育訓練(市町村や民間団体と連携して実施)
- ・災害廃棄物等発生量の推計
- ・収集運搬(デジタル技術等を活用した効率化、ルート検討) **DX**
- ・「仮置場」及び「仮設処理施設」の検討(候補地選定チェック項目、管理・運営等のルール、必要資機材リスト、許認可・届出手続き等)
- ・住民等への啓発・広報(自助・共助による災害廃棄物減量の取組、災害廃棄物の分別、仮置場候補地等)

【2 初動対応準備期】(風水害等の発生が予測できる時期) ←国指針より細分化

- ・「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」や気象予報等の情報収集
- ・組織体制等の確認(連絡体制、協定締結団体等への要請準備)
- ・広報の準備(災害廃棄物の分別方法、仮置場設置場所等)
- ・仮置場の事前準備(場所の絞り込み、運搬ルートの確認)
- ・廃棄物処理施設等の安全性の確認(浸水対策、車両高台避難等)

【3 応急対応期】(発災後3か月程度、処理が開始される時期)

- ・組織体制、指揮命令系統確立、情報収集(被災状況等把握)
- ・協力支援体制の確立(協定締結団体等へ協力・支援を要請)
- ・仮設トイレ等のし尿や避難所ごみへの対応
- ・処理スケジュールの作成(災害廃棄物等発生量の推計)
- ・仮置場の設置及び管理・運営(必要面積算定、人員確保)
- ・環境モニタリング(大気、騒音振動、土壌、悪臭、水質等)
- ・損壊家屋等の解体撤去(石綿、太陽光パネル等への対応)
- ・分別、処理、再資源化の徹底(発電や熱利用、燃料化等を行う施設での処理を優先) **GX**
- ・広域処理の検討、調整
- ・有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策
- ・住民等への啓発・広報や相談窓口の設置

【4 復旧・復興期】(本格的な処理が行われる時期)

- ・組織体制、指揮命令系統見直し
- ・仮置場(廃棄物数量管理、火災対策)
- ・仮設処理施設の設置(建設、管理・運営)
- ・最終処分(再資源化等ができない廃棄物を処分)

生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図り、早期の復旧・復興を実現